

地区福祉推進協議会活動費補助について

地区福祉推進協議会活動費補助金は、活動実績により交付しております。

各地区福祉推進協議会に一律に交付する活動運営費を50,000円とし、それを超えて取り組まれる事業については、100,000円を限度に加算して交付します。

補助金の上限額は、150,000円です。

例) ①事業計画予算が50,000円の地区福祉推進協議会

申請額：50,000円（活動運営費）

②事業計画予算が80,000円の地区福祉推進協議会

申請額：50,000円+30,000円=80,000円

（活動運営費） （加算事業費）

③事業計画予算が200,000円の地区福祉推進協議会

申請額：50,000円+100,000円=150,000円

（活動運営費） （加算事業費）

※事業費加算分は、本会にて実施予定事業を精査した上で決定します。

○申請期日：平成30年5月31日（木）

（視察研修等のバス代補助について）

これまで視察研修等で福祉バスをご利用されていた事業について、福祉バスの借用が昨年度より不可となっております。つきましては、各地区福祉推進協議会様で視察研修の為にバスを借用される場合は、本活動補助金（活動運営費・加算事業費）で一部充てていただくことができます。但し、バス代の2分の1以下の金額を補助対象とし、上限50,000円とします。

例) バス代総額110,000円の場合

2分の1の金額が補助対象となりますので、2分の1の額は、55,000円

ただし、上限50,000円なので、50,000円を補助で充てていただくことができます。

※視察研修等でバスを利用され、バス代を補助金で充てる場合も補助金（活動運営費+加算事業費）の上限は、150,000円です。